# 一般廃棄物処理基本計画-概要版-船井郡衛生管理組合(令和 6 年 3 月)



# 策定の趣旨

船井郡衛生管理組合(以下、「組合」という。)では、平成31年3月に「一般廃棄物処理基本計画 (以下「前計画」という。)」を策定したところです。

本計画は、前計画の策定から5年が経過したことを受け、廃棄物処理に係る社会情勢の変化に対応するため、前計画の評価・見直しを行い、今後の一般廃棄物の減量化及び資源化や適正処理に関する新たな基本方針を策定したものです。

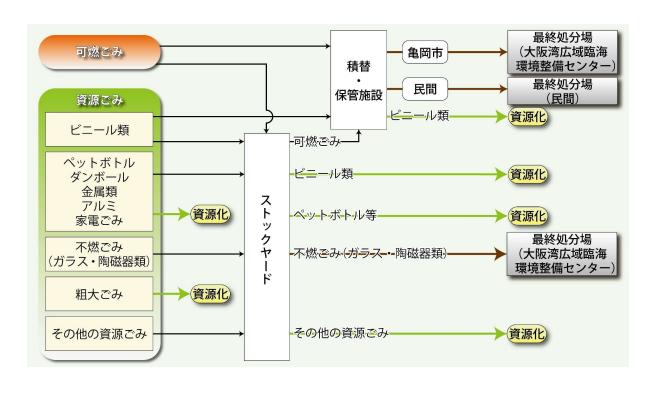
計画対象区域	南丹市及び京丹波町の行政区域全域	
計画対象廃棄物	一般廃棄物(ごみ〔固形状のもの〕、生活排水〔液状のもの〕)	
計画期間	令和 5 年度~令和 14 年度(10 年間)	
計画の見直し	必要に応じて概ね 5 年ごとに見直しを実施	

# 2

## ごみ処理基本計画

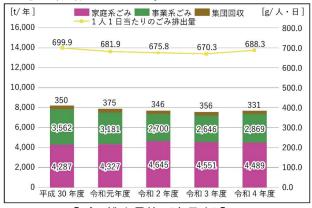
### 2.1 ごみ処理の流れ

組合では、令和5年度においては、可燃ごみは亀岡市及び民間の焼却施設に委託し処理を行っています。また、資源ごみの一部は、ストックヤードに保管した後、資源化を行っており、亀岡市での焼却処理により発生した焼却残渣及び不燃ごみ(ガラス・陶磁器類)は、大阪湾広域臨海環境整備センターに搬入され埋立処分されています。

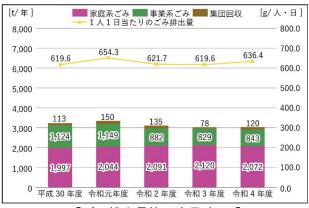


### 2.2 ごみ排出量等

ごみ排出量は、各市町とも令和3年度まで減少傾向で推移した後、令和4年度は微増しています。 また、1人1日当たりのごみ排出量は、令和3年度まで減少傾向で推移し、令和4年度は前年度と 比較し微増しています。



【ごみ排出量等(南丹市)】



【ごみ排出量等(京丹波町)】

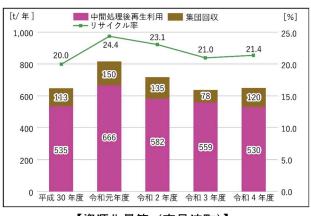
### 2.3 資源化量・リサイクル率

総資源化量は、各市町ともに令和2年度以降減少傾向で推移しています。

また、リサイクル率は各市町ともに増減を繰り返しており、令和4年度のリサイクル率は、南丹市は19.8%、京丹波町は21.4%です。



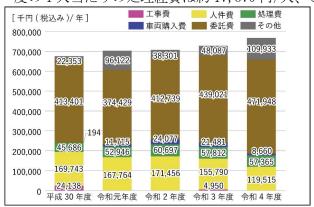
【資源化量等(南丹市)】



【資源化量等(京丹波町)】

### 2.4 ごみ処理経費

組合のごみ処理経費は増加傾向で推移しており、令和 4 年度のごみ処理経費は、約 7.7 億円です。また、1 人当たりの処理経費及びごみ 1t 当たりの処理経費も増加傾向で推移しており、令和 4 年度の 1 人当たりの処理経費は約 17,570 円/人、ごみ 1t 当たりの処理経費は約 71,560 円/t です。



【ごみ処理経費(組合)】



【1人当たりの処理経費等(組合)】

### 2.5 ごみ処理に係る課題

#### でみ排出量

各市町の1人1日当たりのごみ排出量は令和4年度から増加しており、減量化に向けた 更なる取組が必要です。

#### 資源化

資源ごみの一部が可燃ごみとして排出されている実態があり、資源ごみの分別改善の余地があるため、住民や事業者の協力を得ながら資源となるごみの分別徹底を図る必要があります。

#### 収集運搬

今後、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集を開始する場合などは、分別区分に応じた 収集運搬体制の構築が必要です。

#### 中間処理

今後、経済性や環境負荷を考慮し、本組合で最もふさわしい中間処理方法の検討が必要です。

#### 最終処分

現状の委託処分を継続しつつ、今後の最終処分のあり方を検討する必要があります。

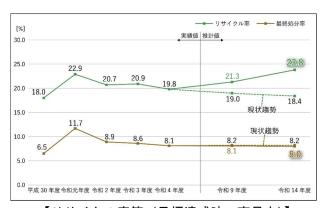
### 2.6 数值目標

#### ●本計画の数値目標(令和14年度)●

	南丹市	京丹波町
1人1日当たりのごみ排出量	611g/人·日以下	633g/人·日以下
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 (集団回収・資源ごみ除く)	<b>282</b> g/人·日以下	<b>336</b> g/人·日以下
リサイクル率	23%以上	23%以上
最終処分率	9%以下	9%以下



【ごみ排出原単位(目標達成時・南丹市)】



【リサイクル率等(目標達成時・南丹市)】



【ごみ排出原単位(目標達成時・京丹波町)】



【リサイクル率等(目標達成時・京丹波町)】

### 2.7 基本方針·施策体系

### 基本方針 1

ごみの発生抑制 及び減量化の推進 本組合及び各市町が主体となってごみの発生抑制及び減量化に向けた情報発信、啓発活動を推進し、行政・住民・事業者が連携して効率的・効果的なごみの発生抑制及び減量化を行います。

### 基本方針2

ごみの分別・ 資源化の推進 本組合では、住民・事業者において分別の改善の余地があり、 今後はごみの分別・資源化の推進に向けた情報発信を行い、意識 啓発を図ります。

### 基本方針3

効率的な ごみ処理体制の構築 本組合では、今後経済性・環境負荷を考慮した適切な中間処理 方法を検討するとともに、最終処分先の継続的な確保に努める 等、効率的なごみ処理体制の構築に向けた各種検討を進めます。

### 基本方針1

#### ごみの発生抑制及び減量化の推進

### 基本施策 1

家庭系ごみの削減

#### 【取組 1-1】食品ロスの削減

「食べ物を大切にする活動」の展開等を通じ、食品ロス削減を図ります。

#### 【取組 1-2】 積極的な 2R (発生抑制・再使用) の推進

「3切り運動」の推進を通じてごみの発生抑制を図るとともに、リユースの取組を促進します。

#### 【取組 1-3】有料化制度の定期的な見直し

ごみ減量目標の達成状況や近隣自治体の動向を注視しながら、家庭系ごみの有料化制度を定期的に見直します。

#### 【取組 1-4】プラスチック類の発生抑制

レジ袋の購入抑制やマイバッグの使用促進を通じてプラスチック削減を図ります。

### 基本施策 2 事業系ごみの削減

#### 【取組 2-1】多量排出事業所における減量の促進

多量排出事業者に事業系一般廃棄物減量計画書の提出を求め、減量を促進します。

#### 【取組 2-2】ごみ処理費用の定期的な見直し

ごみ減量目標の達成状況や近隣自治体の動向を注視しながらごみ処理費用を定期的に見直します。

#### 【取組 2-3】プラスチック類の発生抑制

プラスチック削減に取り組む事業者を推奨する等、取組を支援します。

### 基本方針2

### ごみの分別・資源化の推進

### 基本施策 3

家庭系ごみの資源化促進

#### 【取組 3-1】木・草類のリサイクルの推進

木・草類の排出ルールの浸透と分別排出の徹底によりリサイクルを推進します。

#### 【取組 3-2】紙類のリサイクルの推進

雑がみの排出ルールの浸透と分別排出の徹底によりリサイクルを推進します。

#### 【取組3-3】プラスチック類のリサイクルの推進

容器包装リサイクル法のリサイクルルートの活用等を通じ、プラスチック類のリサイクルの推進 を図ります。

#### 【取組 3-4】適切な分別排出の浸透

住民に対しごみ分別・排出ルールに関する広報周知活動を充実化させます。

#### 【取組 3-5】資源回収拠点の整備

公共施設に資源回収ボックスを設置し、資源ごみの回収を促進します。

### 基本施策 4

事業系ごみの資源化促進

#### 【取組 4-1】搬入物調査の活用

搬入物調査の実施により、事業者の適正分別を促進します。

#### 【取組 4-2】中小規模事業者における分別排出の促進

中小規模事業者が古紙等の資源物を回収できる仕組みづくり等を通じて、分別排出を促進します。

#### 【取組 4-3】食品廃棄物リサイクル等の推進

飲食店等での食べ残し削減に取り組むとともに、食品廃棄物のリサイクルを検討します。

#### 【取組 4-4】再生可能資源等の利用の促進による化石資源化からの脱却

再生資源を活用した製品等を優先的に選択するよう、資源化業者等と連携した周知啓発を図ります。

### 基本方針3

#### 効率的なごみ処理体制の構築

#### 基本施策 5

#### ごみ出し困難者への対応

#### 【取組 5-1】ごみ出しが困難な高齢者等に向けた支援策の検討

高齢者に対するごみ出し支援策の検討に向け、市町や関係機関への協力を要請します。

#### 【取組 5-2】高齢者の家庭ごみや紙おむつへの対策の検討

高齢化の進行による紙おむつ等のごみの増加への対応策を検討します。

#### 基本施策 6

適正処理の推進

#### 【取組 6-1】強靭な災害廃棄物処理体制の構築

災害時に備え機材や人員を確保し、迅速な災害廃棄物処理が出来る体制の構築に努めます。

#### 【取組 6-2】処理困難物を適正に処理できる体制の整備

処理困難物の内容や廃棄方法について周知を図るとともに、販売店回収を促進します。

#### 【取組 6-3】不法投棄対策の強化

不法投棄の防止に向け、巡回パトロールや啓発活動に努めます。

### その他【基本方針1~3共通】

基本施策 7 協働ネットワークの構築

#### 【取組 7-1】環境学習・教育の充実

担当部局・地域の環境委員・事業者等の他機関が連携して環境教育の充実化を図ります。

#### 【取組 7-2】地域での 3R 活動の活性化

地域コミュニティと行政が協働し、3R行動の浸透等に努めます。

#### 【取組 7-3】3R に取組む住民活動団体やグループ活動等との連携強化

3R に取組む圏域内の住民活動団体の活動情報を CATV 等を通じて住民に提供し、活動団体間の交流や連携強化を図ります。

#### 【取組 7-4】環境配慮型販売システム推進

周辺自治体や事業者と連携しマイバッグ持参促進等の環境配慮型販売システムの充実を図ります。

### 基本施策 8 情報の共有化

#### 【取組 8-1】ごみ減量に向けた情報提供

ごみ減量等に向け先進的な取組や資源回収業者の引取情報等について、情報提供の充実を図ります。

#### 【取組 8-2】様々な媒体を活用した情報発信

インターネットや広報誌等の様々な媒体を活用し情報提供を行います。

#### 【取組8-3】減量化・資源化の取組状況の見える化

減量化・資源化の取組状況等の情報を視覚的に分かりやすくまとめ公表します。

#### 【取組 8-4】AI チャットボットの導入

簡易な質問に対応する AI チャットボットを導入し、住民への情報提供を図ります。

### 2.8 ごみ処理基本計画

#### -収集運搬計画-

プラスチック資源循環法に基づきプラスチック使用製品廃棄物の分別回収に伴う分別区分の 変更等、必要に応じて適宜見直しを行います。

#### -中間処理計画

#### ①可燃ごみ

当面は、近隣自治体や民間事業者への処理委託を継続しますが、将来的には経済性や環境負荷の面で優れた方法により中間処理を行います。

②ビニール類

現状どおり、積替・保管施設に一時保管後、民間施設における資源化を継続します。

③可燃ごみ・ビニール類以外

資源でみのうち、不燃でみは埋立処分としますが、それ以外は資源化を行います。

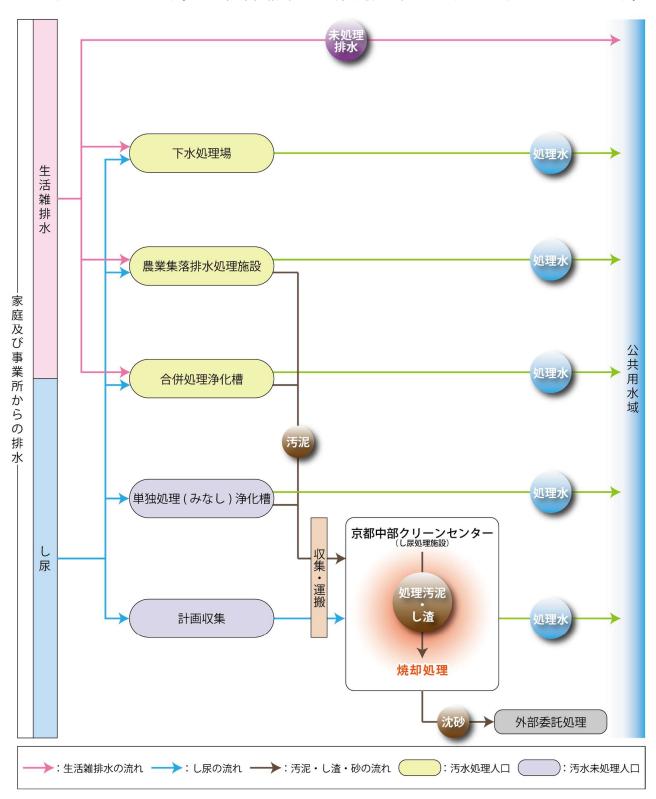
#### 最終処分計画

当面は委託処分を継続しますが、組合圏域での最終処分場の整備を含め、今後の最終処分のあり方を検討します。

# 3 生活排水処理基本計画

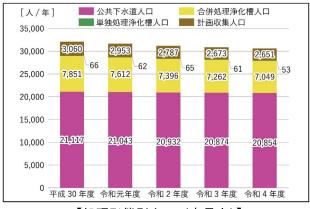
### 3.1 生活排水処理の流れ

組合管内で発生する生活雑排水及びし尿は、下水処理場、農業集落排水処理施設、浄化槽及びし尿処理施設で処理しています。また、浄化槽汚泥及び集落排水汚泥もし尿処理施設で処理しています。

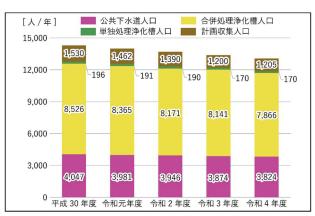


#### 3.2 処理形態別人口の推移

南丹市では、公共下水道人口、合併処理浄化槽人口、計画収集人口は減少傾向で推移しています。 京丹波町では、公共下水道人口及び合併処理浄化槽人口は減少傾向で推移しており、単独処理浄化 槽人口は令和3年度以降横ばい、計画収集人口は令和3年度まで減少傾向で推移していましたが、令 和4年度に増加しています。



【処理形態別人口(南丹市)】



【処理形態別人口(京丹波町)】

#### 3.3 し尿・浄化槽汚泥排出量の推移

各市町ともにし尿の排出量は令和2年度まで増減を繰り返し、令和3年度以降は減少傾向であり、 浄化槽汚泥の排出量は減少傾向で推移しています。



【し尿・浄化槽汚泥排出量(南丹市)】



【し尿・浄化槽汚泥排出量(京丹波町)】

#### 3.4 生活排水処理の課題

#### 生活排水処理-

本組合では、公共下水道への接続率増加に向け、住民に対し下水道への接続を促進する必要があります。また、下水道の整備や合併処理浄化槽への転換等により、生活雑排水の適正処理 を推進する必要があります。

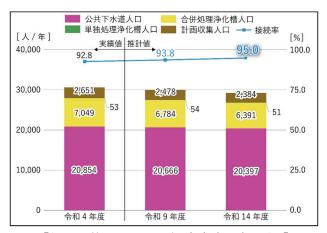
#### -し尿処理施設-

本組合の所有する京都中部クリーンセンター(し尿処理施設)は、稼働開始から 25 年が経過し、経年劣化による損耗や劣化の進行が想定されるため、適正な維持管理を行うとともに、施設の延命化に向けた検討を行う必要があります。

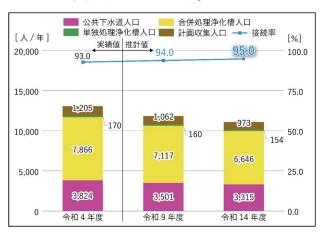
#### 3.5 数值目標

本計画では「南丹市下水道事業経営戦略」を参考とし、令和 14 年度における各市町の公共下水道の接続率を 95%とすることを目標とします。

公共下水道の接続率95%を達成した場合の処理形態別人口は、以下のとおりです。



【処理形態別人口(目標達成時·南丹市)】



【処理形態別人口(目標達成時·京丹波町)】

### 3.6 基本方針

### 基本方針 1 公共用水域の 水質保全

集合処理区域では、公共下水道または農業集落排水施設で処理を行い、個別処理区域では合併処理浄化槽の整備を推進し、単独処理浄化槽または汲み取りを使用している世帯に対しては合併処理浄化槽への移行を促します。

### 基本方針2

生活排水処理に係る 啓発活動の推進 水質保全に向けた生活排水処理の役割等について、住民や事業者の関心を深めるため、環境教育等を実施し、啓発活動の推進を図ります。

## 基本方針3

適正な 生活排水処理体制の構築

将来にわたり安定した生活排水処理を継続するため、京都中部 クリーンセンター(し尿処理施設)の適正維持管理及び延命化対 策を行い、適正な生活排水処理体制の構築に努めます。

#### 3.7 生活排水処理基本計画

#### -収集運搬計画

し尿の排出量は今後も減少傾向で推移することが見込まれているため、引き続き、状況に応じた合理的な収集運搬体制を構築します。

#### -中間処理計画-

京都中部クリーンセンター(し尿処理施設)は、老朽化が進行しているため、適正な維持管理を行うとともに、基幹的設備改良工事を行い、施設の延命化を図ります。

#### 最終処分計画

し渣及び脱水汚泥の焼却後に発生する焼却灰は、当面は大阪湾広域臨海環境整備センターへ 処分委託を継続します。

## 船井郡衛生管理組合 一般廃棄物処理基本計画 (概要版) 令和6年3月

発行 船井郡衛生管理組合

住所 〒629-0166

京都府南丹市八木町室河原大見谷 47 番地

TEL: 0771-42-3425